

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県教科用図書選定審議会 (義務教育指導課)	
設置年月日	昭和39年4月1日	
設置根拠等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない。 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。	
委員定数・任期	20名・4月1日から8月31日(毎年度)	
職務内容	<p>県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について県教育委員会に建議する。</p> <p>1 市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について県教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項</p> <p>2 県教育委員会の設置する義務教育諸学校において、使用する教科用図書の採択に関する事項</p>	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
平成30年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第1回教科用図書選定審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成30年4月18日(水) ・場所 埼玉県県民健康センター 大会議室A・B ・議題等 (1) 市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助について (2) 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択について 等 <p>第2回教科用図書選定審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成30年5月30日(水) ・場所 埼玉県県民健康センター 大会議室A・B ・議題等 市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助について 等 	